

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-01	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事								
事務事業名	町会・自治会事業助成費	部課名	区民生活部地域振興課	課長名								
		担当者名	西谷	内線								
				2532								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	町会・自治会事業助成費										
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業									
開始年度	●昭和 ○平成 42年度		根拠	荒川区町会に対する事務事業助成金交付要綱								
終期設定	○有 ●無 年度		法令等									
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画								
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市									
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成									
	施策	01	コミュニティ活性化の推進									
目的	町会・自治会の支援を行うことにより区の各種事業の周知及び実施について、町会等の協力を得ることができるほか、町会等が自主的に行う事業を支援することで、地域力と地域住民の福祉の向上を図ることができる。											
対象者等	町会・自治会											
内容	<事務事業助成金> (1)基礎額（1町会・自治会当たり） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>世帯数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>1,000世帯未満</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000世帯以上2,000世帯未満</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000世帯以上</td> <td>135,000円</td> </tr> </table> (2)世帯割額単価 360円 *毎年4月1日の世帯数から算出(外国人を含む) 27年度実績 54,070,500円 120町会				世帯数	金額	1,000世帯未満	125,000円	1,000世帯以上2,000世帯未満	130,000円	2,000世帯以上	135,000円
世帯数	金額											
1,000世帯未満	125,000円											
1,000世帯以上2,000世帯未満	130,000円											
2,000世帯以上	135,000円											
経過	平成 6年4月 事務事業助成金の世帯割額の単価を変更（330円→360円） 平成 9年6月 基礎額を世帯数規模別に3段階に設定（従来は一律25,000円） 平成20年4月 掲示板修繕助成開始（平成22年度終了） 平成23年4月 基礎額を一律100,000円アップ 25,000円→125,000円、30,000円→130,000円、35,000円→135,000円 ※助成金の交付要綱は、平成7年度まで単年度要綱											
必要性	区事業の周知及び実施について、町会等の協力は不可欠である。 地域コミュニティの担い手として、町会等は中心的・不可欠の存在である。											
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）											

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		50,778	53,338	54,232	53,736	53,323	54,071
①決算額（28年度は見込み）		50,545	53,044	53,287	52,803	53,203	54,071	54,951
②人件費等		16,499	16,040	17,450	17,701	14,988	11,839	
③減価償却費		7,669	8,210	8,552	8,957	8,615	5,973	
【事務分担量】（%）		264	264	265	265	265	175	
合計（①+②+③）		74,713	77,294	79,289	79,461	76,806	71,883	54,951
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	74,713	77,294	79,289	79,461	76,806	71,883	54,951
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	事務事業助成金交付件数	119	119	120	120	120	120	120
	掲示板修繕助成件数	188	—	—	—	—	—	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事務事業助成金	53,203	負担金補助等	事務事業助成金	54,071	負担金補助等	事務事業助成金	54,951

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 町会加入率(%)	60	63	62	63	64	加入世帯数/区内世帯数(年度当初)
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>区が行政サービスを実施していく上で、町会等を通じて情報提供や協力依頼などを行うことも多く、町会未加入者への情報提供等について、どうカバーするかが今後の課題である。 地域のコミュニティ形成が多様化（地域協議会・地域ネットワーク等）する中で、町会等が担う役割は重要である。しかし、町会等が中心となり地域全体で取り組む必要がある防犯・防災活動や環境問題等の活動において、地域住民の協力が十分とはいえない現状もあり、地域力の向上を図るうえで、町会等に対する支援は重要である。</p>
	<p>（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	多様化する地域コミュニティの課題解決のため町会等の活動機能を高める施策を検討する。	コミュニティ推進の核となる町会等の活動を更に活性化し、次代を担う世代にも町会活動への参加を促す施策を検討した。	区と町会等が相互の連絡を密にし、情報提供や協力することで、地域力の向上に努める。
②	町会等に対し財政力向上など、組織力の更なる充実にむけ、行政として行うべき体制を整える。	町会等に対する助成制度の積極的な活用を促し、町会等の活動を支援した。	町会事務所建設等の助成制度で資金面でサポートするとともにコミュニティの拠点となる町会事務所の建替等を促進する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	区が行政サービスを実施する上で、コミュニティ活動の中核を担う町会・自治会の協力は不可欠であり、優先度は極めて高い。

況議 （要 会 質 問 状）	27予特 町会・自治会掲示板の修繕に係る区の支援について
-------------------------------	------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	03-03-02	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	町会・自治会活動助成費(イベント等助成)			部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	
		担当者名	西谷		内線	2532		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(28年度)	01-06-01		町会・自治会活動助成費(イベント等助成)					
事務事業の種類	○新規事業(○28年度 ○27年度)			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度			根拠	荒川区町会・自治会地域活性化事業に関する活動助成要綱			
終期設定	○有 ●無 年度			法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活気ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 コミュニティ活性化の推進						
目的	町会・自治会が実施する地域コミュニティの活性化を図る事業の経費を助成することにより、地域の活性化、町会等への加入促進を図る。また、地区町会連合会が実施する宿泊研修を助成することで地域コミュニティの担い手となる町会等の振興を図る。							
対象者等	町会・自治会							
内容	<町会等イベント助成> 助成額 (1)1町会当たり、1事業に要する経費の3分の2(限度額10万円、特例20万円) (2)年度内2事業までを対象とする(年度内限度額20万円、特例30万円) (3)被災地を訪問した場合は1事業に対する限度額を5万円加算[平成28~30年度] 助成対象事業 (1)町会が主催する事業 (2)広く地域住民が参加できる事業 (3)地域の活性化、町会への加入促進が期待できる事業 <地区町会連合会研修助成> 宿泊費助成 1町会3人まで(リバーパーク汐入町会は9人まで)宿泊費の半額を助成 バス代助成 バス代を全額助成 <地区町会連合会実務担当者研修助成> 実務担当者向け研修会に要する経費を助成(限度額10万円) <AED(自動体外式除細動器)設置> 平成22~24年度							
経過	平成20年度 町会等イベント助成開始 1町会・自治会当たり、1事業に要する経費の2分の1助成、年度内限度額10万円、年度内2事業を対象 平成22年度 町会等イベント助成充実 1町会・自治会当たり、1事業に要する経費の3分の2助成、年度内限度額20万円(特例30万円)、年度内2事業を対象 地区連合町会宿泊研修助成開始(宿泊費半額助成、バス代全額助成) AED(自動体外式除細動器)を各町会・自治会に配置開始(3ヵ年計画:平成24年度終了) 平成28年度 町会等イベント助成充実 被災地を訪問する事業の助成限度額を引上げ(3ヵ年)、地区町会連合会実務担当者研修助成開始							
必要性	地域コミュニティの担い手として、町会等の振興を図る必要がある。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)							

(単位:千円)

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		36,774	32,682	30,432	29,512	24,827	24,829
①決算額(28年度は見込み)		28,116	21,843	23,344	21,432	23,314	23,457	28,466
②人件費等		2,438	2,368	2,478	2,495	2,174	3,658	
③減価償却費		872	933	968	1,014	975	1,911	
【事務分担当量】(%)		30	30	30	30	30	56	
合計(①+②+③)		31,426	25,144	26,790	24,941	26,463	29,026	28,466
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		31,426	25,144	26,790	24,941	26,463	29,026	28,466
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	町会・自治会イベント助成助成団体数	109	109	109	113	115	115	120
	町会・自治会イベント助成金額(千円)	18,254	17,490	17,727	19,068	20,141	20,608	21,908
	地区連合	761	499	549	416	587	509	1,250
	地区連合	1,980	1,266	1,805	1,619	2,095	1,909	3,686

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	随行職員旅費	68	旅費	随行職員旅費	47	旅費	随行職員旅費	119
その他補助金	イベント助成額	20,141	その他補助金	イベント助成額	20,608	その他補助金	イベント助成額	21,908
その他補助金	研修宿泊費助成額	587	その他補助金	研修宿泊費助成額	509	その他補助金	研修宿泊費助成額	1,250
その他補助金	研修バス代助成額	2,095	その他補助金	研修バス代助成額	1,909	その他補助金	研修バス代助成額	3,687
その他負担金及び交付金	随行職員参加費負担	422	その他負担金及び交付金	随行職員参加費負担	384	その他補助金	実務担当者研修助成額	800
						その他負担金及び交付金	随行職員参加費負担	702

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 町会・自治会イベント助成団体利用率(%)	94.2	95.8	95.8	100.0	100.0	利用団体数/全町会・自治会数
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	だれもが親しみやすいイベントにするため、内容の充実が図れるよう町会等を支援する必要がある。町会等が地域コミュニティの活性化や町会加入者の増加につながる効果的なイベントを実施できるよう区が支援を行う必要がある。
	（実施 13 区 未実施 0 区 不明 9 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区として町会・自治会の活動を支援していく。	町会等のイベントや研修会等に区職員も積極的に参加し、町会等と連携を図った。	イベントや研修等を適切に支援し、地域内のコミュニケーションを活性化させて、地域力の向上を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	重点的に推進	コミュニティの担い手である町会・自治会の振興を図ることは、次代を担う世代にその活動を引き継いでいく上で重要であり、優先度は極めて高い。

況議 （要 旨） 問 状	21年三定 町会・自治会に対するイベント助成(1団体年度内限度額10万円)の倍増について
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-03	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事																														
事務事業名	町会・自治会会館建設助成費	部課名	区民生活部地域振興課	課長名																														
		担当者名	西谷	内線																														
				2532																														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-01	町会・自治会会館建設助成費																																
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業																															
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠	荒川区町会事務所建設等助成金交付要綱、荒川区町会会館建築等に伴う利子補給実施要綱																														
終期設定	○有 ●無	年度	法令等																															
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画																															
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市																															
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成																															
	施策	01	コミュニティ活性化の推進																															
目的	区内に町会事務所（町会会館を含む）を建築・増改築・修繕、設備の設置・購入する場合、並びにコミュニティ活動用の備品の設置・購入・修繕する場合、区がその経費の一部を助成することにより、町会事務所の建設を促進し、コミュニティ活動の活性化を図る。また、設置する町会事務所に葬祭機能を付加し、使用する場合は助成金の限度額を増額し、区民の葬儀にかかる費用の軽減と葬祭場の不足を補う。																																	
対象者等	町会事務所を建築等した町会・自治会の代表者（町会長）																																	
内容	<p>対象となる経費</p> <p>(1) 町会事務所の建物の建築、購入（新築、中古を問わない）等の取得費</p> <p>(2) 費用が100万円以上の町会事務所の建物の増改築費及び修繕費</p> <p>(3) 費用が30万円以上の冷暖房設備設置費及び福祉関連設備設置費（本体機器を含む）</p> <p>(4) 防災用テレビの設置（平成22・23年度のみ）</p> <p>対象外の経費</p> <p>(1) 町会事務所用地の取得経費（借地権利金を含む）及び造成経費</p> <p>(2) 町会事務所用地の外構工事費</p> <p>(3) 備品及び什器類の購入費</p> <p>※助成を受けて10年間は同一対象経費の助成を受けられない。</p>																																	
経過	<p>助成金額の推移</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>昭和56年度</td> <td>助成率10%</td> <td>限度額100万円</td> </tr> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>助成率15%</td> <td>限度額300万円</td> </tr> <tr> <td>平成05年度</td> <td>助成率50%</td> <td>限度額300万円</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>建設・購入等</td> <td>助成率50% 限度額 300万円</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>冷暖房設備</td> <td>助成率30% 限度額 30万円</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>福祉関連設備</td> <td>助成率80% 限度額 160万円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>葬祭機能有り</td> <td>助成率50% 限度額 500万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>防災用テレビ</td> <td>助成率50% 限度額 20万円（平成22・23年度のみ助成）</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>借入金に対する利子補給</td> <td>限度額 300万円（年度60万円）</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>宝くじ助成制度利用開始</td> <td>限度額 500万円</td> </tr> </table>				昭和56年度	助成率10%	限度額100万円	昭和63年度	助成率15%	限度額300万円	平成05年度	助成率50%	限度額300万円	平成10年度	建設・購入等	助成率50% 限度額 300万円	平成10年度	冷暖房設備	助成率30% 限度額 30万円	平成10年度	福祉関連設備	助成率80% 限度額 160万円	平成11年度	葬祭機能有り	助成率50% 限度額 500万円	平成22年度	防災用テレビ	助成率50% 限度額 20万円（平成22・23年度のみ助成）	平成26年度	借入金に対する利子補給	限度額 300万円（年度60万円）	平成26年度	宝くじ助成制度利用開始	限度額 500万円
昭和56年度	助成率10%	限度額100万円																																
昭和63年度	助成率15%	限度額300万円																																
平成05年度	助成率50%	限度額300万円																																
平成10年度	建設・購入等	助成率50% 限度額 300万円																																
平成10年度	冷暖房設備	助成率30% 限度額 30万円																																
平成10年度	福祉関連設備	助成率80% 限度額 160万円																																
平成11年度	葬祭機能有り	助成率50% 限度額 500万円																																
平成22年度	防災用テレビ	助成率50% 限度額 20万円（平成22・23年度のみ助成）																																
平成26年度	借入金に対する利子補給	限度額 300万円（年度60万円）																																
平成26年度	宝くじ助成制度利用開始	限度額 500万円																																
必要性	町会事務所建設等の経費の一部を助成することにより、コミュニティ活動の拠点となる町会事務所の建設を促進し、コミュニティ形成と活性化を図ることができるため、必要性は非常に高い。																																	
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）																																	

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		17,760	20,776	11,960	14,902	28,024	27,972
①決算額（28年度は見込み）		17,732	12,339	9,424	11,677	11,840	17,330	43,553
②人件費等		1,014	1,044	1,239	1,248	1,111	3,093	
③減価償却費		378	404	484	507	488	1,433	
【事務分担量】（%）		13	13	15	15	15	42	
合計（①+②+③）		19,124	13,787	11,147	13,432	13,439	21,856	43,553
特定財源	国							
	都							
	その他	コミュニティ助成事業助成費				7,500	5,000	
一般財源		19,124	13,787	11,147	13,432	5,939	16,856	43,553
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	町会会館	11	7	7	5	6	5	8
	町会会館	16,028	11,449	9,424	11,677	4,247	11,879	19,768
	利子補給件数					2	3	6
	利子補給金額（千円）					93	451	1,285

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	会館建設助成	4,247	負担金補助等	会館建設助成	11,879	負担金補助等	会館建設助成	19,768
負担金補助等	宝くじ助成制度利用助成	7,500	負担金補助等	宝くじ助成制度利用助成	5,000	負担金補助等	宝くじ助成制度利用助成	22,500
負担金補助等	利子補給	93	負担金補助等	利子補給	451	負担金補助等	利子補給	1,285

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	町会会館の建設助成に当たっては、予算要求前に町会・自治会に建設計画について意向調査を実施しているが、町会会館の修繕については緊急に生じるため、把握が難しく予算の積算が課題である。
	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	町会事務所がコミュニティの拠点となるよう町会会館の建替等を町会等に対し促していく。	宝くじ助成など助成制度の活用を呼び、町会事務所の修繕や建替え等を支援した。	老朽化している町会事務所について計画的に建替等ができるように、町会・自治会に助成制度を周知して積極的に働きかける
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	町会活動の拠点となる町会事務所の建替えを促進し、コミュニティ活性化に寄与する事業であり、優先度は高い。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-04	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	町会法人化助成費	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
							2532
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-01	町会法人化助成費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		3年度	根拠	地縁による団体の認可及び登記手続経費助成要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成				
	施策	01	コミュニティ活性化の推進				
目的	町会・自治会の地縁による団体が、区長の認可を得て、法人格を取得することにより、町会・自治会名義で不動産登記が可能となり、保有財産をめぐるトラブルを防止と地縁による団体の活動を円滑にすることを目的に実施する町会等の法人化について、認可後の登記手続き等に要する経費の一部を助成する。						
対象者等	地縁による団体として認可された、町会・自治会の団体の長						
内容	<p>助成の対象となる不動産 直接町会・自治会活動のために使用する町会事務所及びその事務所が建っている土地。 ただし、店舗又は貸室など収益事業に供する建物部分は対象としない。</p> <p>対象経費 (1) 認可申請に係る総会開催費 (2) 登録免許税相当額 (3) 登記に係る書類作成経費 (4) その他区長が認めたもの</p> <p>助成金額 45万円を限度に対象経費の50% 特例登記の場合は、100万円を限度に対象経費の50%</p>						
経過	<p>地方自治法の改正（平成3年4月2日）により町会・自治会が資産の登記名義人等の権利能力を有することとなった。</p> <p>区長は認可した町会・自治会に対して、町会等による申請があれば、印鑑登録証明書（平成5年10月1日公布）・告示内容記載事項証明書（平成3年12月26日制定）を発行する。</p> <p>町会・自治会の名義変更に要した経費について、区が一部を助成する（平成6年3月1日制定）。</p> <p>地方自治法の改正（平成27年4月1日施行）により認可地縁団体の不動産登記に関する特例制度が創設されたことから、特例登記に要する経費の場合には助成限度額を100万円とする（平成27年10月1日施行）。</p>						
必要性	法の趣旨の観点から、町会・自治会の法人化を促進するために必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		500	400	600	876	800	800
①決算額（28年度は見込み）		255	9	198	876	0	0	1,800
②人件費等		726	705	909	915	802	1,630	
③減価償却費		261	280	355	372	358	785	
【事務分担量】（%）		9	9	11	11	11	23	
合計（①+②+③）		1,242	994	1,462	2,163	1,160	2,415	1,800
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,242	994	1,462	2,163	1,160	2,415	1,800
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	法人認可町会数	2	1	1	3	2	0	5
	法人認可町会累計数	55	56	57	60	62	62	67
	法人化助成件数	2	1	2	5	0	0	5

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	町会法人化助成	0	負担金補助等	町会法人化助成	0	負担金補助等	町会法人化助成	1,800

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	町会・自治会の法人化率(%)	50.5	51.7	51.7	55.8	56.7	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<p>毎年、町会・自治会に調査を実施して法人化の意向確認を行っているが、町会会館を既に有している町会では名義変更等の必要が生じた時点で法人化を検討するため、予算要求時の対象町会・自治会の予測が困難である。</p> <p>27年4月1日に地方自治法の一部を改正され、地縁団体における登記の特例（法第260条の38及び39）が施行されたことに伴い、制度の周知と該当する町会等に対して制度の活用を促す必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 4 区 未実施 0 区 不明 18 区）</p> <p>他区においては、同目的も含め包括的に助成を実施している区もある。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会等に法人化のメリットを周知し法人化を促すほか、地方自治法一部改正に伴う特例登記制度の周知と経費の一部助成制度を検討する。	新たに認可地縁団体の不動産登記の特例制度に係る経費の助成を開始して、町会等に法人化に向けた支援を行った。	法人化することにより、町会・自治会としての財産管理が容易になることを周知し、法人格取得を促す。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	法人化することで町会・自治会の財産管理や活動を円滑に進めることができるため、優先度は高い。

況（要旨）	議会議事録
-------	-------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-05	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事																													
事務事業名	地域活動促進費	部課名	区民生活部地域振興課	課長名																													
		担当者名	西谷	内線																													
				2532																													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-10-01	地域活動促進費																															
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業																														
開始年度	○昭和 ●平成 2年度		根拠	地域振興事業補助金交付要綱																													
終期設定	○有 ●無 年度		法令等																														
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画																													
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市																														
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成																														
	施策	01	コミュニティ活性化の推進																														
目的	地域の各種団体で組織した実行委員会に対して、地域振興事業に要する経費を補助することによって、実行委員会の自主的かつ安定的な運営を図る。それにより区民相互の交流を深め、自立と連帯に支えられた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。																																
対象者等	子どもを中心とした地域住民																																
内容	町会や青少年育成地区委員会など地域の各種団体で組織した実行委員会が子どもまつりを開催する。																																
	<p><平成27年度実績></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: left;">地 域</th> <th style="text-align: left;">実 施 日</th> <th style="text-align: left;">参加者</th> <th style="text-align: left;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南千住なかよしまつり</td> <td>南千住</td> <td>10月18日（日）</td> <td>4,500人</td> <td>南千住野球場</td> </tr> <tr> <td>ドンとやろう大会</td> <td>荒川</td> <td>11月 8日（日）</td> <td>1,150人</td> <td>第三峡田小学校</td> </tr> <tr> <td>町屋こどもまつり</td> <td>町屋</td> <td>10月25日（日）</td> <td>1,200人</td> <td>第七峡田小学校</td> </tr> <tr> <td>尾久っ子ワクワクまつり</td> <td>尾久</td> <td>11月 1日（日）</td> <td>9,800人</td> <td>荒川遊園運動場</td> </tr> <tr> <td>にっぽり青空こどもまつり</td> <td>日暮里</td> <td>11月 3日（火・祝）</td> <td>7,000人</td> <td>日暮里公園</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	地 域	実 施 日	参加者	場 所	南千住なかよしまつり	南千住	10月18日（日）	4,500人	南千住野球場	ドンとやろう大会	荒川	11月 8日（日）	1,150人	第三峡田小学校	町屋こどもまつり	町屋	10月25日（日）	1,200人	第七峡田小学校	尾久っ子ワクワクまつり	尾久	11月 1日（日）	9,800人	荒川遊園運動場	にっぽり青空こどもまつり	日暮里	11月 3日（火・祝）	7,000人
名 称	地 域	実 施 日	参加者	場 所																													
南千住なかよしまつり	南千住	10月18日（日）	4,500人	南千住野球場																													
ドンとやろう大会	荒川	11月 8日（日）	1,150人	第三峡田小学校																													
町屋こどもまつり	町屋	10月25日（日）	1,200人	第七峡田小学校																													
尾久っ子ワクワクまつり	尾久	11月 1日（日）	9,800人	荒川遊園運動場																													
にっぽり青空こどもまつり	日暮里	11月 3日（火・祝）	7,000人	日暮里公園																													
経過	地域の各種団体で組織した実行委員会が運営。現在は地域のイベントとして定着している。平成24年度から各地域一律基礎額を150千円増額し378千円とする。																																
必要性	地域コミュニティを活性化する上で、地域の各団体の人々が協力して作り上げる催しは、参加者に連帯感を生み出し、協力の輪を広げていくきっかけとなる。地域一体で子どもを中心としたイベントを行うことにより、子どもを見守る健全な地域づくりの意義は大きい。																																
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）																																

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,140	1,140	1,890	1,890	1,890	1,890
①決算額（28年度は見込み）		1,140	1,140	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
②人件費等		4,639	4,507	4,957	4,990	4,158	9,684	
③減価償却費		1,743	1,886	1,936	2,028	1,951	9,556	
【事務分担量】（%）		60	60	60	60	60	280	
合計（①+②+③）		7,522	7,533	8,783	8,908	7,999	21,130	1,890
特定財源	国	次世代育成支援対策交付金						
	都	192	571	469				
	その他							
	一般財源	7,330	6,962	8,314	8,908	7,999	21,130	1,890
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	参加人数（5地域合計）	22,440	23,200	23,196	18,554	20,790	23,650	26,903

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	南千住地域補助金	378	負担金補助等	南千住地域補助金	378	負担金補助等	南千住地域補助金	378
負担金補助等	荒川地域補助金	378	負担金補助等	荒川地域補助金	378	負担金補助等	荒川地域補助金	378
負担金補助等	町屋地域補助金	378	負担金補助等	町屋地域補助金	378	負担金補助等	町屋地域補助金	378
負担金補助等	尾久地域補助金	378	負担金補助等	尾久地域補助金	378	負担金補助等	尾久地域補助金	378
負担金補助等	日暮里地域補助金	378	負担金補助等	日暮里地域補助金	378	負担金補助等	日暮里地域補助金	378

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加率（%）	11.27	8.95	11.2	13.0	15.0	参加人数/10月1日現在人口
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	幅広い地域団体の自主的な参加を促しながら、地域に根付いた魅力ある事業として、内容の充実を図り、地域住民が気軽に参加できる事業に発展をさせていく必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 他区においては、地域振興事業に限らず幅広く助成を行っている。
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域交流のより一層推進を目指し、町会等地域団体の参加を促していく。	参加団体の意向等を把握し、多くの参加者が来場する催しを開催することで、地域コミュニティの形成に寄与することができた。	良好なコミュニティを形成するため、事業を継続して実施し、参加団体等の拡大を推進する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	地域一体で子どもを中心としたイベントを行うことで区民相互の交流と地域コミュニティの活性化を図るため優先度は高い。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-06	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	管理費（区民事務所）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
				内線	2532		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	管理費（区民事務所）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠	荒川区庁舎管理規則		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02 窓口サービス等の充実					
目的	区民が適切かつ快適に区民事務所を利用できるように施設の維持管理を行う。						
対象者等	区民事務所の利用者、ひろば館事業の貸室利用者						
内容	<p><対象施設> 南千住区民事務所、町屋区民事務所、尾久区民事務所、日暮里区民事務所 ※旧区民事務所（南千住区民事務所西部ひろば館、東尾久ひろば館）は、平成28年度から「管理運営費（ひろば館）」へ移行</p> <p><事業内容> (1)光熱水費の支払 (2)消耗品（蛍光灯、清掃用具等）購入 (3)受水槽・高架水槽清掃、水質検査等の契約および支払 (4)清掃、消防設備保守点検等の契約および支払</p>						
経過	<p>平成元年度 新たに地域振興部を設置し5つの「地域振興課」を置き、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）</p> <p>平成16年度 5つの地域振興課を統合し、各地域振興課の管理係を振興係等に名称変更し、一般事務1名を削減した。新たに地域の枠を外した「管理係」を設置し、全体の管理運営を行う。</p> <p>平成17年度 各振興係を廃止し、一般事務各1名を削減。コミュニティ推進員は区民事務所所属となる。</p> <p>平成20年度 各区民事務所で常勤1名を削減し、再雇用（または再任用）及び非常勤各1名を配置。</p> <p>平成21年度 各区民事務所で常勤1名を削減し、再雇用または再任用または非常勤1名を配置。南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）</p> <p>平成23年度 南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更</p> <p>平成24年度 南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）</p> <p>平成26年度 日暮里区民事務所仮設移転</p>						
必要性	地域にある身近な行政機関として、利用頻度の高い住民票や印鑑証明書等の発行を行うほか、幅広い行政サービスの最前線の窓口としての役割は非常に重要である。また、ひろば館事業としての貸室事業を行い、区民に自主的な活動を行うための場を提供している。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		21,435	16,333	13,976	20,798	26,886	27,488	25,990
①決算額（28年度は見込み）		18,138	14,891	12,034	14,679	25,845	26,341	25,990
②人件費等		3,052	2,964	2,478	6,220	2,852	2,604	
③減価償却費		1,017	1,089	968	4,732	1,300	1,877	
【事務分担当量】（%）		35	35	30	140	40	55	
合計（①+②+③）		22,207	18,944	15,480	25,631	29,997	30,822	25,990
特定財源	国							
	都							
	その他	光熱水費受入	0	0	0	0	81	86
一般財源		22,207	18,944	15,480	25,631	29,916	30,736	25,990
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区民事務所数	4	4	4	4	4	4	4
	旧区民事務所のひろば館数	4	3	3	2	2	2	2（事業移行）

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品・光熱水費	3,984	需用費	消耗品・光熱水費	3,692	需用費	消耗品・光熱水費	4,177
役務費	受水槽清掃等	430	役務費	受水槽清掃等	203	役務費	受水槽清掃等	405
委託料	保守委託・清掃委託等	2,987	委託料	保守委託・清掃委託等	2,412	委託料	保守委託・清掃委託等	2,515
使用料等	日暮里区民事務所仮庁舎リース	16,590	使用料等	日暮里区民事務所仮庁舎リース	18,231	使用料等	日暮里区民事務所仮庁舎リース	17,089
備品購入費	日暮里区民事務所仮庁舎用備品	51	負担金補助等	南千住区民事務所管理費	1,803	負担金補助等	南千住区民事務所管理費	1,804
負担金補助等	南千住区民事務所管理費	1,803						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	施設の稼働率(%)	39.7	38.5	41.6	49.6	59.0	町屋区民事務所ひろば館貸室 尾久区民事務所ひろば館貸室
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	建物の老朽化が顕著であり、環境に配慮したエネルギーの有効活用ができていない。地域におけるふれあい館の整備状況や利用状況にあわせて、区民事務所ひろば館の貸室事業について、今後のあり方を検討する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、区民事務所の管理に必要な経費として計上している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	定期的に設備等の点検を行い、環境に配慮したエネルギーの有効活用の検討を行うなど、施設の維持・管理に努める。	定期的に点検を行い、適切な設備の維持・管理を行った。また、冷暖房の適切な温度管理を行い、節電に努めた。	適切な温度で冷暖房を使用するなど環境の配慮に努める。施設の維持・管理のため、設備等の点検を定期的実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区民サービスにおける最前線の窓口として、区民事務所の必要な維持管理を行う。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-07	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	運営費（区民事務所）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
				内線	2532		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	運営費（区民事務所）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠			
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02 窓口サービス等の充実					
目的	区民の利便性向上に資するため、住民基本台帳に基づく事務、印鑑証明事務、その他区民事務所に属する事務の管理運営を行う。						
対象者等	区民事務所の利用者						
内容	(1) 住民基本台帳に関する事務 (2) 印鑑の登録及び証明に関する事務 (3) 戸籍の謄抄本、全部事項証明書及び個人事項証明書の交付に関する事務 (4) 特別区民税・軽自動車税の証明書交付 (5) 区民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納 (6) 国民健康保険・国民年金の届出の受理 (7) 畜犬登録・狂犬病予防注射済証の交付 (8) ひろば館・ふれあい館使用料の収納						
経過	昭和22年 6月 各出張所設置 平成元年 4月 「ひろば館構想」実施 出張所→区民事務所 平成 4年 9月 住民票自動交付機稼動 平成 8年11月 印鑑登録証明書自動交付機稼動 平成10年 4月 区民事務所統合（7→5） 平成13年12月 施設予約システム（ひろば館）稼動 平成15年 8月 住民基本台帳カード交付開始 平成16年 7月 ひろば館貸室の有料化 平成18年 4月 宮地ひろば館廃止（子ども家庭支援センターに） 平成22年 3月 南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合 平成25年 3月 南千住区民事務所東部・石浜ひろば館廃止 平成26年 4月 日暮里区民事務所仮設移転 ※平成28年度から南千住区民事務所西部及び東尾久ひろば館は「管理運営費（ひろば館）」へ移行						
必要性	地域にある身近な行政機関として、利用頻度の高い住民票や印鑑証明書等の発行を行い、幅広い行政サービスの最前線の窓口としての役割は非常に重要である。また、ひろば館事業としての貸室事業を行い、区民に自主的な活動を進めるための場を提供している。						
実施方法	（ 二部委託 ） （ 直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	8,374	5,008	5,127	4,799	4,970	4,936	5,051	
①決算額（28年度は見込み）	7,363	4,433	4,305	4,067	4,307	4,314	5,051	
②人件費等	277,196	266,779	258,714	245,576	228,770	230,688		
③減価償却費	106,468	113,049	114,074	113,027	114,435	126,964		
【事務分担量】（%）	3,665	3,635	3,535	3,344	3,520	3,720		
合計（①+②+③）	391,027	384,261	377,093	362,670	347,512	361,966	5,051	
特定財源	国							
	都							
	その他 使用料、手数料等	39,749	38,167	37,900	39,884	37,505	38,622	
一般財源	351,278	346,094	339,193	322,786	310,007	323,344	5,051	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区民事務所数	5	4	4	4	4	4	4

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨時職員賃金	634	賃金	臨時職員賃金	470	賃金	臨時職員賃金	302
旅費	近接地内旅費	10	旅費	近接地内旅費	7	旅費	近接地内旅費	14
需用費	消耗品、物品修繕	806	需用費	消耗品、物品修繕	924	需用費	消耗品、物品修繕	1,366
役務費	電話料金等	1,354	役務費	電話料金等	1,252	役務費	電話料金等	1,309
委託料	FAX保守委託	182	委託料	FAX保守委託	189	委託料	FAX保守委託	645
使用料等	複写機賃借料等	1,267	使用料等	複写機賃借料等	1,418	使用料等	複写機賃借料等	1,317
負担金補助等	町会費、使用料還付金	54	負担金補助等	町会費、使用料還付金	42	負担金補助等	町会費、使用料還付金	48

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 住民票交付枚数 (自動交付機含む)	51,695	45,505	48,335	48,970	52,713	有料分のみ
	② 印鑑証明書交付枚数 (自動交付機含む)	41,440	38,839	37,108	39,666	39,806	有料分のみ（外国人含む）
	③ 戸籍謄抄本（全部・個人事項証明書） 交付枚数	10,238	10,059	10,384	10,515	10,715	有料分のみ（改製原含む）

（問題点・課題 指標分析）	行政サービスの最前線の窓口として、区民事務所における取扱事務の拡充についても関係部署と連携を図りながら、検討していく必要がある。 また、地域におけるふれあい館の整備状況や利用状況にあわせて、区民事務所のひろば館（貸室）事業について、今後のあり方を検討する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、区民事務所の運営に必要な経費として計上している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	マイナンバー制度を円滑に進めるほか、業務を適正に行い、区民の要望に応えるよう努め、区民サービスの向上を図る。	マイナンバー制度導入や施設予約システムの更改に職員が順応し、窓口業務を円滑に行った。	社会情勢の変化による取扱い事務の拡充に、適切に対応する。新公会計制度の導入により更に業務の適正化を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	幅広い区民サービスを行う区民事務所の役割は重要であり、さらに適正かつ効率的な運営を図る。

況議 （要 旨） 問 状	21年三定 (仮称)南千住区民事務所を含めて全区民事務所で区役所と同一業務実施の可否について (仮称)南千住区民事務所で乳幼児・子ども医療証の発行、都外の医療機関の子供の医療費請求等の受付について (仮称)南千住区民事務所で平日の時間延長、土日祝日の開所、区民相談、行政相談、消費生活相談などの各種相談を定期的実施することについて
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-08	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事																				
事務事業名	営繕費（区民事務所）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名																				
		担当者名	西谷	内線																				
				2532																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	営繕費（区民事務所）																						
	01-03-97	営繕費（区民事務所・計画工事）																						
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業																				
開始年度	○昭和 ●平成	元年度	根拠																					
終期設定	○有 ●無	年度	法令等																					
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画																					
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために																						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進																						
	施策	02 窓口サービス等の充実																						
目的	区民が快適に区民事務所を利用できるように、電気設備、給排水衛生設備等の修繕工事を行う。																							
対象者等	区民事務所及び区民事務所ひろば館																							
内容	<p><対象施設></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 15%;">開所年月</th> <th style="width: 15%;">延床面積</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南千住区民事務所</td> <td>平成22年3月</td> <td>172㎡</td> <td>アクレスティ南千住2階</td> </tr> <tr> <td>町屋区民事務所（ひろば館）</td> <td>昭和41年4月</td> <td>330㎡</td> <td>旧第五出張所</td> </tr> <tr> <td>尾久区民事務所（ひろば館）</td> <td>昭和50年2月</td> <td>445㎡</td> <td>旧第七出張所</td> </tr> <tr> <td>日暮里区民事務所〔仮設〕</td> <td>平成26年4月</td> <td>435㎡</td> <td>旧第八出張所跡地から移転</td> </tr> </tbody> </table> <p>※開所年月は現所在地における業務開始日を示す。</p>				名称	開所年月	延床面積	備考	南千住区民事務所	平成22年3月	172㎡	アクレスティ南千住2階	町屋区民事務所（ひろば館）	昭和41年4月	330㎡	旧第五出張所	尾久区民事務所（ひろば館）	昭和50年2月	445㎡	旧第七出張所	日暮里区民事務所〔仮設〕	平成26年4月	435㎡	旧第八出張所跡地から移転
名称	開所年月	延床面積	備考																					
南千住区民事務所	平成22年3月	172㎡	アクレスティ南千住2階																					
町屋区民事務所（ひろば館）	昭和41年4月	330㎡	旧第五出張所																					
尾久区民事務所（ひろば館）	昭和50年2月	445㎡	旧第七出張所																					
日暮里区民事務所〔仮設〕	平成26年4月	435㎡	旧第八出張所跡地から移転																					
経過	<p>区民事務所の適正配置により、峡田ひろば館と東尾久ひろば館が貸室専用の施設となる。平成22年3月29日に南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合。これに伴い、南千住区民事務所東部ひろば館と南千住区民事務所西部ひろば館が貸室専用の施設となる。平成23年3月末に峡田ひろば館が閉館した。平成23年4月1日に南千住区民事務所東部ひろば館の名称が南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。南千住区民事務所東部・石浜ひろば館は平成25年3月末に閉館し、跡地は旧土地所有者に売却した。平成26年4月に日暮里区民事務所を仮設に移転した。</p> <p>※平成28年度から旧区民事務所（南千住区民事務所西部ひろば館、東尾久ひろば館）は、「営繕費（ひろば館）」へ移行</p>																							
必要性	施設の老朽化が進む中で、区民事務所施設の安全を図り、施設の修繕・計画工事を行う。																							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）																							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	12,010	1,999	26,757	53,534	39,792	726	726	
①決算額（28年度は見込み）	11,780	1,797	26,536	51,455	39,719	1,006	726	
②人件費等	3,488	3,811	4,131	4,574	4,010	770		
③減価償却費	1,162	1,400	1,614	1,859	1,788	341		
【事務分担量】（%）	40	45	50	55	55	10		
合計（①+②+③）	16,430	7,008	32,281	57,888	45,517	2,117	726	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	16,430	7,008	32,281	57,888	45,517	2,117	726	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
区民事務所数	5	4	4	4	4	4	4	
旧区民事務所のひろば館数	2	3	3	2	2	2	2	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	区民事務所家屋等修繕費	923	需用費	区民事務所家屋等修繕費	1,006	需用費	区民事務所家屋等修繕費	726
工事請負費	日暮里区民事務所移転工事	38,796						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 修繕件数	11	8	8	9	8	
	② 1㎡あたりの修繕費（円）	811	678	739	533	690	家屋等修繕費/延床面積
	③						

（問題点・課題 指標分析）	設備の老朽化等により、修繕・改修工事の必要性が高くなってきている。 中長期改修実施計画の第1期1年目優先順位評価対象施設である町屋・尾久区民事務所については、雨漏り等により運営にも支障が生じていることから大規模改修等の実施が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、区民事務所の維持に必要な修繕経費として計上している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	中長期改修実施計画の第1期優先順位評価対象施設である町屋・尾久区民事務所について、大規模改修等を検討していく。	尾久区民事務所で外壁防水補修を行うなど、各区民事務所で適切に修繕を行った。	中長期改修実施計画の第1期優先順位評価対象施設である町屋・尾久区民事務所について、引き続き改修等を検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	幅広いサービスを行う窓口を有する施設として必要な修繕を実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	管理運営費（ひろば館）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
							2532
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	管理運営費（ひろば館）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠	荒川区区民ひろば館条例・同施行規則		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内		○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成				
	施策	01	コミュニティ活性化の推進				
目的	地域住民の相互交流を深め、自主的な活動を進めるための場の提供を行うとともに、高齢者福祉の増進や文化振興を図る場として、ひろば館を維持管理するために清掃委託や各種設備保守委託等を行う。						
対象者等	ひろば館利用者						
内容	<対象施設> 11館（直営6館・委託5館）うち3館は無人館 (1)旧区民事務所 [無人館]南千住区民事務所西部、東尾久 (2)高齢者事業館 [無人館]宮の前 [直営]荒川六丁目、東尾久小沼 [委託]三河島、町屋二丁目、東尾久三丁目、西尾久みどり、諏訪台 (3)旧社会教育事業館 [直営]日暮里 <事業内容> (1)日暮里ひろば館の非常勤職員（ひろば館嘱託員）報酬・社会保険料、臨時職員賃金の支出 (2)消耗品購入及び物品修繕に要する費用の支出 (3)光熱水費、通信運搬費（電話料、NHK受信料、CATV視聴料）支払 (4)手数料（ゴミ処理券、ピアノ調律、カーテン等洗濯、受水槽等清掃、水質検査、樹木剪定）支払 (5)各種委託料（清掃委託・消防設備等保守委託）、コピー機賃借料の支出						
経過	昭和39年1月 日暮里青年館設置（後に日暮里社会教育館→日暮里ひろば館） 昭和47年4月 尾久青年館設置（後に尾久社会教育館→尾久ひろば館）平成元年4月「ひろば館構想」実施 平成16年7月 ひろば館貸室の有料化 9月 上尾久ひろば館・町屋三丁目ひろば館が閉館 平成19年4月 西日暮里ひろば館（20年3月閉館）、尾久ひろば館（24年3月閉館）が子育て支援部に移管 平成22年3月 南千住五丁目ひろば館が閉館 平成23年4月 石浜ひろば館が南千住区民事務所東部ひろば館に移転統合 平成24年3月 瑞光ひろば館・地藏堀ひろば館・小台橋ひろば館閉館 4月 宮の前ひろば館無人化 平成25年3月 南千住区民事務所東部・石浜ひろば館（旧土地所有者に跡地売却）、東日暮里二丁目ひろば館（公募にて跡地売却）、東日暮里三丁目ひろば館閉館 ※平成28年度から管理費（区民事務所）、運営費（区民事務所）、管理運営費（高齢者事業館）、管理運営費（旧社会教育事業館）から移行。						
必要性	ふれあい館整備が進んでいない地域においては必要なコミュニティ施設である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額					32,574	31,932	32,706	
①決算額（28年度は見込み）					28,923	29,664	32,706	
②人件費等					16,533	18,857		
③減価償却費					15,085	17,236		
【事務分担量】（%）					464	505		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	60,541	65,757	32,706	
特定財源								
国								
都								
その他	使用料、光熱水費受入等				2,908	3,226		
一般財源	0	0	0	0	57,633	62,531	32,706	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	旧区民事務所のひろば館数	2	3	3	2	2	2	2
	高齢者事業館のひろば館数	14	13	10	8	8	8	8
	旧社会教育事業館のひろば館数	2	2	2	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	ひろば館嘱託員報酬	9,702	報酬	ひろば館嘱託員報酬	9,703	報酬	ひろば館嘱託員報酬	9,811
共済費	ひろば館嘱託員社会保険料	1,394	共済費	ひろば館嘱託員社会保険料	1,451	共済費	ひろば館嘱託員社会保険料	1,421
賃金	窓口事務補助臨時職員	2,753	賃金	窓口事務補助臨時職員	2,753	賃金	窓口事務補助臨時職員	2,786
需用費	光熱水費、消耗品、物品修繕	9,839	需用費	光熱水費、消耗品、物品修繕	9,401	需用費	光熱水費、消耗品、物品修繕	10,488
役務費	樹木剪定等	825	役務費	樹木剪定等	729	役務費	樹木剪定等	989
委託料	保守点検、清掃等	4,026	委託料	保守点検、清掃等	4,956	委託料	保守点検、清掃等	6,398
使用料等	コピー機賃貸借、備品購入	384	使用料等	コピー機賃貸借、備品購入	671	使用料等	コピー機賃貸借、備品購入	813

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 施設の稼働率(%)	49.8	49.5	51.7	54.0	56.0	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	施設や設備の老朽化により、修繕費用が増加していることや付帯設備の不備などから利用者の期待に応じられないことがある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、施設の管理運営に必要な経費として計上している。
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サービス水準を維持し、利用者の要望にそったひろば館運営が行えるよう施設管理や設備の改善を実施する。	定期的に点検を行い、適切な設備の維持・管理を行った。	施設の維持管理を適正に行い、付帯設備の維持に努める。
②	ふれあい館の整備計画を踏まえ、ひろば館のあり方を検討していく。	ふれあい館用地の確保に向けて情報提供を呼びかけるとともに、貸室の利用状況等の詳細把握に努めた。	施設の利用状況を把握し、ふれあい館の整備計画を踏まえ、今後のひろば館の用途を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区民の相互交流、自主的な活動を進める場として、必要な維持管理を行い、効率的な運営を図る。

況議 （要 会 質 問 状）	平成27年度決特 無人館（ひろば館）の数、管理状況等について
-------------------------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者事業運営費	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷 内線 2532
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	高齢者事業運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 38年度		根拠	老人福祉法、荒川区ひろば館条例・同施行規則			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	01 高齢者の社会参加の促進					
目的	高齢者に対して教養の向上及びレクリエーションの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図る。						
対象者等	満60歳以上の者						
内容	<p><対象施設> (1)直営館 荒川六丁目ひろば館、東尾久小沼ひろば館 (2)委託館 三河島ひろば館、町屋二丁目ひろば館、東尾久三丁目ひろば館、西尾久みどりひろば館(28年度から委託)、諏訪台ひろば館</p> <p><事業内容> (1)文化教養及びレクリエーション事業 各種教室（書道、民謡、詩吟等）や各種サークル活動（カラオケ、ソーシャルダンス等）を行うことにより仲間づくりや自主的な活動、さらに生きがいを持って豊かな生活を送れるよう援助する。 (2)各種行事～地域別演芸大会、文化祭等でひろば館利用者相互の交流を図る。 (3)世代間交流事業、健康増進事業～平成12年度から各地域で実施 (4)健康器具（高圧電界保健装置等）の設置 ※入浴サービス及び生活・健康相談については平成14年度に廃止</p>						
経過	昭和38年7月1日に開所された瑞光ひろば館（旧南千住福祉館）を最初にその後19館が老人福祉館として開所された（昭和53年の西尾久みどりひろば館開所が最後）。 昭和63年の「効率的な荒川区政を進めるための懇談会」答申を受けて、「区民ひろば構想」を開始した。かつて、地域活動のための場の提供や、窓口事務をはじめとする様々なサービスは、出張所や児童館、老人福祉館など、いわゆるタテ割り行政組織のなかで運営され提供されていた。 こうした体系を、①地域公共施設の管理運営②住民活動や区政参加の促進③行政窓口事務のサービス提供、など地域に係る行政の統合、一本化して行う組織を各地域で対応できるよう、5課を設置して地域行政の統合化を図り、さらに平成16年度から5課を一本化、全地域を一括して管理運営を行うこととなった。平成28年4月1日現在、直営館2館、委託館5館、計7館。 ※平成28年度から管理運営費（高齢者事業館）と高齢者レクリエーション事業費の各々一部を統合。						
必要性	高齢者を対象とした踊りや歌など各種事業を行うことにより、高齢者の生きがいを創出する。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 住民参加促進及び地域コミュニティ活性化を目的とし三河島・町屋二丁目・東尾久三丁目・諏訪台を町会等で構成される運営委員会に委託。平成28年度から西尾久みどりの運営業務委託を実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額						49,374	51,065	47,444
①決算額（28年度は見込み）						48,285	50,169	47,444	
②人件費等						27,772	35,579		
③減価償却費						29,747	36,826		
【事務分担量】（%）						915	1,079		
合計（①+②+③）		0	0	0	0	105,804	122,574	47,444	
特定財源	国								
	都	高齢社会対策区市町村包括補助事業費						12,195	24,965
	その他	高圧電界保健装置使用料						366	325
	一般財源	0	0	0	0	93,243	97,284	47,444	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	入館者数(事業参加者を含む)	96,811	93,869	78,244	65,338	66,845	61,722	63,136	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	ひろば館推進員報酬	19,352	報酬	ひろば館推進員報酬	21,337	報酬	ひろば館推進員報酬	12,887
共済費	ひろば館推進員社会保険料	2,853	共済費	ひろば館推進員社会保険料	3,065	共済費	ひろば館推進員社会保険料	1,847
賃金	臨時職員賃金	916	需用費	消耗品費	433	賃金	臨時職員賃金	846
需用費	消耗品費	474	委託料	管理運営委託（4館）	24,839	需用費	消耗品費	361
委託料	管理運営委託（4館）	24,690	備還金利子等	包括補助事業費返還金	495	委託料	管理運営委託（5館）	31,503

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 事業参加率(%)	38.7	40.8	40.9	41.1	41.3	事業参加人数/入館者数
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	利用者が固定化する傾向があり、新規利用者が気軽に利用できるような事業展開を図っていくことが課題である。 地域のふれあい館事業との連携についても、さらに検討していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、高齢者を対象とした同目的の事業は行っている。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者の要望に沿った事業運営を行い、活動発表の場を設ける。	演芸大会の開催等だれもが気軽に参加しやすい事業を実施するとともに、利用者の活動発表の場を設けた。	利用者の要望に沿った事業運営を行い、だれでも気軽に利用できる環境づくりに努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	高齢者の生きがいづくりの機会拡大に寄与するよう、気軽に参加できる魅力ある事業をさらに展開していく。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	19年 一定 利用基準を緩和し、地域ニーズに合わせた利用拡大について
---	------------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	営繕費（ひろば館）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
				内線	2532		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	営繕費（ひろば館）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 38年度		根拠				
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市					
	政策	10 活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	01 コミュニティ活性化の推進					
目的	区民がより効果的で快適にひろば館を利用できるよう、施設の修繕・改修工事を行う。						
対象者等	ひろば館						
内容	対象施設名称(延床面積) 南千住区民事務所西部ひろば館(362㎡) 鉄筋コンクリート造3階建 三河島ひろば館(272㎡) 木造モルタル塗り2階建 荒川六丁目ひろば館(277㎡) 木造モルタル塗り2階建 町屋二丁目ひろば館(165㎡) 木造モルタル塗り2階建 東尾久小沼ひろば館(303㎡) 鉄骨造2階建 東尾久ひろば館(335㎡) 鉄筋コンクリート造4階建 東尾久三丁目ひろば館(287㎡) 鉄骨造2階建 宮の前ひろば館(332㎡) 鉄筋コンクリート造4階建(1.2階部分) 西尾久みどりひろば館(275㎡) 鉄筋コンクリート造9階建(1階部分) 日暮里ひろば館(756㎡) 鉄筋コンクリート造3階建 諏訪台ひろば館(302㎡) 鉄骨造2階建						
経過	対象施設名称(竣工年月) 南千住区民事務所西部ひろば館[無人館](昭和42年3月) 三河島ひろば館(昭和46年3月) 荒川六丁目ひろば館(昭和46年3月) 町屋二丁目ひろば館(昭和44年11月) 東尾久小沼ひろば館(昭和51年7月) 東尾久ひろば館[無人館](昭和46年3月) 東尾久三丁目ひろば館(昭和48年3月) 宮の前ひろば館[無人館](昭和44年3月) 西尾久みどりひろば館(昭和48年4月) 日暮里ひろば館(昭和38年12月) 諏訪台ひろば館(昭和50年4月) 経過については「管理運営費(ひろば館)」「高齢者事業運営費」に記載。 ※平成28年度に、旧区民事務所(南千住区民事務所西部、東尾久)は「営繕費(区民事務所)」から、高齢者事業館(三河島、荒川六丁目、町屋二丁目、東尾久小沼、東尾久三丁目、宮の前、西尾久みどり、諏訪台)は「営繕費(高齢者事業館)」から、旧社会教育事業館(日暮里)は「営繕費(旧社会教育事業館)」から事業統合した。						
必要性	管理運営を行うため、施設の維持管理が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 物品修繕費用は管理運営費(ひろば館)に計上されている。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額					2,968	3,569
①決算額(28年度は見込み)					2,529	3,119	3,570	
②人件費等					2,704	1,154		
③減価償却費					1,138	512		
【事務分担当量】(%)					35	15		
合計(①+②+③)		0	0	0	0	6,371	4,785	3,570
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	6,371	4,785	3,570
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	旧区民事務所のひろば館数	2	3	3	2	2	2	2
	高齢者事業館のひろば館数	14	13	10	8	8	8	8
	旧社会教育事業館のひろば館数	2	2	2	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	ひろば館家屋等修繕費	2,529	需用費	ひろば館家屋等修繕費	3,119	需用費	ひろば館家屋等修繕費	3,570

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 修繕件数（件）	50	20	30	33	28	
	② 1㎡あたりの修繕費（円）	801	690	851	974	829	家屋等修繕費/ひろば館延床面積
	③						

（問題点・課題 指標分析）	施設・設備の老朽化により、今後、修繕件数の増加が見込まれ、修繕経費の増加が課題である。中長期改修実施計画の第1期1年目優先順位評価対象施設である東尾久三丁目・日暮里・諏訪台ひろば館の改修のほか、多くのひろば館において老朽化による施設の維持が課題である。各々の館の利用ニーズに対応する施設・設備が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、施設の維持に必要な修繕経費として計上している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住民サービスの質を維持できる施設の良好な維持管理を行う。	設備等の故障に迅速に対応し、利用者が快適に利用できるように修繕を行った。	緊急性を判断して修繕を適正に行い、利用者の使用に支障が生じないよう施設の維持管理を行う。
②	中長期改修実施計画の第1期1年目優先順位評価対象施設である東尾久小沼ひろば館について改修が必要である。	東尾久小沼ひろば館の改修工事を実施した。将来的なふれあい館への移行を見据えながら、ひろば館の補修等を行った。	中長期改修実施計画の第1期1年目優先順位評価対象施設であるひろば館について改修が必要である。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区民の相互交流、自主的な活動を進める場として、必要な施設の維持管理を実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	28年度予特 ひろば館のトイレ整備状況について
-------------------------------	-------------------------

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	ひろば館消防設備等修繕等	5,912	需用費	ひろば館消防設備等修繕等	7,986	需用費	ひろば館消防設備等修繕等	9,212
工事請負費	東尾久小沼ひろば館外壁補修等	1,294	工事請負費	荒川六丁目ひろば館スロープ改修工事等	31,267	工事請負費	南千住区民事務所西部ひろば館屋上外壁改修工事等	25,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 緊急修繕件数	35	41	27	27	27	
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	施設・設備の老朽化が進む中、緊急対応しなければならない工事が増加しており、大規模改修等の実施も視野に入れ、検討していく必要がある。 大規模改修には費用もかかることから、ふれあい館等の施設整備を見据えて修繕計画を立てる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、施設の維持に必要な修繕経費として計上している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設の維持管理に努め、適正な工事を行うようにし、緊急工事を減らすように努める。	利用者が快適に利用できる施設となるように、要望を汲み入れた修繕・工事の実施に努めた。	建物や設備の点検を適切に実施し、計画的に修繕を行い、緊急工事を減らすように努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	施設の管理運営のため、必要な修繕を実施する。

況 議 （要 会 質 問 状）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-13	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	管理運営費（ふれあい館）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
				内線	2532		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	管理運営費（ふれあい館）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 16年度		根拠	荒川区ふれあい館条例・同施行規則			
終期設定	○有 ●無		法令等	荒川区ふれあい館管理運営要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市					
	政策	10 活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	01 コミュニティ活性化の推進					
目的	児童育成事業や高齢者レクリエーション事業など様々な事業を一体的に展開し、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が交流し、区民の自主的な活動や地域のコミュニティの拠点となる「ふれあい館」を整備する。なお、ふれあい館の運営については、指定管理者制度を導入する。						
対象者等	乳幼児から高齢者まで						
内容	<対象施設> 13館 石浜ふれあい館、南千住ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、汐入ふれあい館、峡田ふれあい館、荒川山吹ふれあい館、町屋ふれあい館、荒木田ふれあい館、尾久ふれあい館、西尾久ふれあい館、東日暮里ふれあい館、夕やけこやけふれあい館、西日暮里ふれあい館 <事業内容> (1)施設の維持管理(光熱水費の支払、清掃・消防設備等の各種保守委託の契約締結及び支払) (2)児童育成事業の実施 (3)高齢者レクリエーション事業の実施 (4)中高生・成人向け、世代間交流事業等ふれあい館事業の実施						
経過	平成13年12月 新たな区民ひろばの構築にむけて<中間報告書>（区民利用施設等のあり方検討委員会） 平成14年 1月 区報に「ひろば館適正配置の検討（中間のまとめ）」掲載 平成14年 3月 新たな「区民ひろば」の構築にむけて<最終報告書>（区民利用施設等のあり方検討委員会） 平成14年 5月 区報に「ひろば館適正配置の検討（最終報告書）」掲載 平成14年 9月 新たな区民ひろば館の事業運営及び施設設備のあり方について（地域振興部） 平成14年10月 総務区民委員会報告（新たな区民ひろばの事業運営及び施設設備のあり方について） 平成15年11月 指定管理者制度による管理運営導入決定 平成28年 4月 公募により選定した指定管理者の指定期間を5年とする（27年度公募実施施設から適用）						
必要性	ひろば館では児童育成事業又は高齢者事業を個々に実施しているが、ライフスタイルや社会的背景の変化等に対応し、それらの事業を一体的に展開し、あらゆる世代が交流でき、区民の自発的な活動や地域コミュニティの拠点となる「ふれあい館」の整備が急務である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ） 区内13ふれあい館を指定管理者に管理委託 平成28年度 指定管理料 613,396,427円						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	345,158	382,372	539,580	636,538	637,630	634,658	642,878	
①決算額（28年度は見込み）	326,563	374,595	519,718	605,354	634,520	631,191	642,878	
②人件費等	5,232	13,687	17,814	20,105	18,070	22,686		
③減価償却費	1,743	5,132	7,067	8,281	7,705	11,092		
【事務分担量】（%）	60	165	219	245	237	325		
合計（①+②+③）	333,538	393,414	544,599	633,740	660,295	664,969	642,878	
特定財源	国							
	都	子供家庭支援区市町村包括補助事業費						
	その他	8,186	8,607	11,715	21,318	14,358	14,859	
	一般財源	325,352	384,807	532,884	612,422	645,608	648,732	642,878
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	ふれあい館の開設	1館	1館	3館	2館	0館	0館	0館

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	審査委員謝礼等	321	報償費	審査委員謝礼等	575	報償費	審査委員謝礼等	853
需用費	汐入ふれあい館公共料金等	7,510	需用費	汐入ふれあい館公共料金等	7,802	旅費	汐入ふれあい館公共料金等	4
役務費	樹木剪定等	269	役務費	樹木剪定等	221	需用費	樹木剪定等	9,036
委託料	指定管理者委託料等	603,083	委託料	指定管理者委託料等	606,961	役務費	指定管理者委託料等	196
使用料等	南千住駅前ふれあい館駐輪場等使用料	3,676	使用料等	南千住駅前ふれあい館駐輪場等使用料	3,215	委託料	南千住駅前ふれあい館駐輪場等使用料	617,803
備品購入費	エレベーターチェア購入等	1,169	備品購入費	スクリーン等	2,199	使用料等	卓球台等	3,467
負担金補助等	南千住駅前ふれあい館管理費	18,492	負担金補助等	南千住駅前ふれあい館管理費	10,219	備品購入費	南千住駅前ふれあい館管理費	1,300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① ふれあい館の数	13	13	13	13	13	
	② ふれあい館整備率(%)	65	65	65	65	65	整備箇所数/計画数(20館)
	③ 全ふれあい館利用人数	756,136	787,277	812,301	838,123	864,760	児童育成事業・高齢者レクリエーション事業利用者

（問題点・課題分析）	ふれあい館ニュープランに沿って引き続き整備を推進するが、適切な建設用地の確保が困難な状況にある。未整備館について、再開発や複合施設などの整備手法を視野に置いて整備に向けた検討を進める必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においては、高齢者館や児童館などと利用対象を区切っている場合もあるが、同目的の事業は全区で行っている。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民の要望に応えた事業を行っていくように、指定管理者に対し管理指導を行い、適正な事業運営に努める。	各館のサービス内容の維持・向上など適切な運営を統一的に図るため、指定管理者に管理・指導を行った。	館長会議に関係各課の出席を求め、区民サービスにつながる情報提供や衛生管理や安全管理の徹底に努める。
②	ひろば館とふれあい館の位置づけについて、継続的に検討していくとともに、再開発手法や複合施設も視野に検討を進める。	ふれあい館の整備用地確保に向けて、町会等を通じて用地情報等の提供を呼びかけた。	ひろば館とふれあい館の位置づけについて、継続的に検討し、ニュープランの遂行を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	乳幼児から高齢者までの各世代が活動する地域コミュニティ活動の拠点として、適切に管理を行い、さらなる効率的運営を図る。

況議 （要 旨） 問 状	19年一定 青少年の居場所づくりについて 21年三定 自由に利用できる休憩場所や情報提供の場を備えた「まちの駅」機能の取り入れについて 24年三定 地域コミュニティの更なる支援について
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	親子ふれあいひろば（ふれあい館）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名	岸	担当者名	西谷
				内線	2532		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	親子ふれあいひろば事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 28年度 <input type="radio"/> 27年度）			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業	
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		18年度	根拠			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	子育て環境の整備				
目的	子育ての孤立化を防止し、仲間づくり(自主サークル)を促進するため、子育て中の親子がいつでも気軽にふれあい交流ができる場を整備する。						
対象者等	就学前の子どもと保護者						
内容	<p>就学前の乳幼児と保護者がいつでも自由に来館し、交流ができる居場所(小学生とは分離した単独利用できるスペース)をふれあい館等で提供し、また、交流事業や育児相談なども実施し子育て情報なども発信する。</p> <p>(1) 乳幼児タイム参加に関らず地域の子育て情報の交換や交流できる居場所として、リラックスできる空間とする。</p> <p>(2) スタッフがいつでも気軽な相談相手となり、子育て不安を取り除き地域での仲間づくりを援助する。</p> <p>(3) ふれあい館の特色を活かし、乳幼児期以降の利用へつなげていくことにより、地域で持続した成長を見守る援助ができる。</p> <p>(4) ランチタイムの実施により、乳幼児の生活リズムを遮ぎらず一日利用することができる。</p> <p>(5) 出産前のプレママ講座を通じて、出産後の不安・虐待防止・お友だち作りがスムーズにできるようふれあい館の産前利用の呼びかけを行う。</p>						
経過	<p>平成16年度 次世代育成支援行動計画の中で、次世代育成について、ひろば館やふれあい館で支援することができる事業を検討し、新生プランに新規事業として組み入れた。</p> <p>平成17年度 南千住ひろば館・花の木ひろば館・町屋ひろば館で実施</p> <p>平成18年度 尾久ひろば館・西日暮里ひろば館(平成20年3月末閉館)・荒木田ふれあい館・西尾久ふれあい館・東日暮里ふれあい館・荒川山吹ふれあい館で実施</p> <p>平成19年度 汐入ふれあい館で実施</p> <p>平成20年度 西日暮里ふれあい館で実施</p> <p>平成22年度 南千住駅前ふれあい館で実施</p> <p>平成23年度 峡田ふれあい館で実施</p> <p>平成24年度 南千住ふれあい館、町屋ふれあい館、尾久ふれあい館で実施</p> <p>平成25年度 石浜ふれあい館、夕やけこやけふれあい館で実施</p>						
必要性	就学前の在宅親子にとって、身近な地域での仲間づくり、居場所作り、相談する場の必要性はきわめて高い。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員) ひろば館・ふれあい館内に、就学前の親子がいつでも自由に過ごすことのできるスペースを確保し実施する。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,874	2,979	2,281	2,745	2,684	2,074	2,340	
①決算額(28年度は見込み)	1,803	3,142	2,097	2,528	1,798	1,632	2,340	
②人件費等	436	423	413	416	386	770		
③減価償却費	145	156	161	169	163	341		
【事務分担量】(%)	5	5	5	5	5	10		
合計(①+②+③)	2,384	3,721	2,671	3,113	2,347	2,743	2,340	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	2,384	3,721	2,671	3,113	2,347	2,743	2,340	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
実施館数	7	8	11	13	13	13	13	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	1,452	需用費	消耗品費	1,243	需用費	消耗品費	1,950
備品購入費	事業用備品	346	備品購入費	事業用備品	389	備品購入費	事業用備品	390

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 1館当たりの年間利用人数 (幼児)	5,723	5,282	5,174	5,393	5,621	年間利用人数(幼児)/実施館数
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	「親子ふれあいひろば」の役割を果たすためには、ひろば館・ふれあい館全体での内容の統一をはかり、それに合致する対応をしていくことが求められる。 都の子育てひろば事業要綱都単独型（週3日以上1日3時間以上開設）基準での実施をしているところだが、保護者ニーズに対応するためには、全日（開館日）親子の対応ができる職員配置が必要である。 産後に孤独感を持たずに育児ができるよう、産前からの事業参加を促すため、保健所で実施している出産前の講座で周知を図るとともに、母親同士のコミュニティの推進も課題である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 他区においては、実施場所の違いや利用年齢に制限があるところもあるが、同目的の事業は全区で行っている。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子育てを行う親がいつでも気軽に利用できる体制を維持し、子育ての応援を行っていく。	ふれあい館職員が研修に参加する等、親子が利用しやすい事業運営に努めた。	子育て交流サロン・親子ふれあいひろば事業関係者会議や親子ふれあいひろば事業関係者会議に参加し関係各課と連携を図る。
②	これまでの検討結果を踏まえ、プレママ会のふれあい館での実施をめざす。	保健所で実施しているプレママの会にふれあい館職員が参加し、各館での実施を検討した。	おもちゃなどを充実させ、プレママや乳幼児と保護者が快適に利用できる環境を整備する。
③	区ホームページを活用し、マップと連携して事業内容を周知する。	区ホームページに館だよりを掲載するなど、事業内容の周知に努めた。	区ホームページを活用し、各館で実施している事業の周知を積極的に行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	推進	在宅育児家庭の育児不安等の解消を図る場として、保護者交流・乳幼児支援の援助を実施する。

況議 (要 旨) 問 状	17年一定 乳幼児を含めた子どもたちや保護者ができるだけ自由に利用できるよう、ふれあい館を安心の できる自由な遊び場として利用することについて
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-03-15	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	子ども読書活動推進計画事業（ふれあい館）	部課名	区民生活部地域振興課	課長名
		担当者名	西谷	内線
				2532
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	子ども読書活動推進事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律
終期設定	○有 ●無	年度		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市	
	政策	03	子育てしやすいまちの形成	
	施策	01	子育て環境の整備	
目的	子ども達が本と出会う機会を持ち、読書の楽しさを味わい、本の内容を深く理解することを通じて、豊かにたくましく「生きる力」を自ら育むことができるように、子ども達の読書活動を推進するための環境を整備する。			
対象者等	0歳から18歳までの子ども			
内容	(1) 乳幼児向け書棚の設置や多彩な蔵書(図書)を用意し子どもたちが気軽に読書に親しむ環境をつくる。 (2) 読書の楽しさを知らせるため、おはなし会やパネルシアター等を利用した多様な読書活動を展開する。 (3) 各館のもつ図書を2ヶ月ごとに移動し、子どもたちが広い分野の図書に出会う機会をつくる。(ブックローテーション)			
経過	平成13年2月「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布施行 平成15年3月「東京都子ども読書活動推進計画」を策定 平成18年4月「荒川区子ども読書活動推進計画」を策定 平成19年度 区の施策支援が届きにくい在宅の幼児を対象に、本に親しむ環境をふれあい館に整備する 平成20年度 読書活動を進めるためにブックローテーションを定着させ、より多くの本を児童に提供する			
必要性	子ども達の「生きる力」を育むため、読書活動に関する環境整備が必要である。			
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 職員による読み聞かせ等の実施、各館の書籍充実 ふれあい館(12館)でブックローテーションの実施			

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,763	1,478	1,819	2,154	2,470	2,186
①決算額(28年度は見込み)		1,637	1,288	1,663	1,972	1,538	1,996	2,210
②人件費等		436	423	413	416	386	770	
③減価償却費		145	156	161	169	163	341	
【事務分担量】(%)		5	5	5	5	5	10	
合計(①+②+③)		2,218	1,867	2,237	2,557	2,087	3,107	2,210
特定財源	国							
	都	子供家庭支援区市町村包括補助事業費						
	その他					377	1,005	
一般財源		2,218	1,867	2,237	2,557	1,710	2,102	2,210
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	実施館数	7	8	11	13	13	13	13

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	図書等	1,325	需用費	図書等	1,631	需用費	図書等	1,950
備品購入費	書架等	213	備品購入費	書架等	365	備品購入費	書架等	260

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 読書関連事業の実施回数	71	56	56	61	66	1館当たりの読書関連事業の実施回数
	② 参加人数（大人含む）	624	599	655	717	859	1館当たりの年間参加人数（大人含む）
	③						

（問題点・課題分析）	各年齢ごとの図書の充実を図る必要がある。 図書館との連携を図り、より良い読書環境を作る必要がある。 館だよりを活用するなど、子供及び乳幼児を持つ親に事業内容を幅広く周知する。 各館の利用状況に応じた蔵書の管理運用方針や蔵書スペースの確保が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においては、実施場所の違いや利用年齢に制限があるところもあるが、同目的の事業は全区で行っている。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	年齢に応じた蔵書を増やしていく。また、ブックローテーション等も活用し、より多くの本にふれる機会を創出していく。	各館の利用状況に合わせた選書を行い、蔵書数を増やした。また、各館の要望に沿って本のローテーション方法を再考した。	各館での蔵書の選書については、図書館との連携を図るなど、よりよい読書環境の整備を目指す。
②	新蔵書やおすすめ本を館だよりに掲載する等、読書の幅を広げられるように情報提供する。	新蔵書を館内で紹介するなど、利用者への情報提供を行った。	各館で発行する館だよりでおすすめ本を紹介するなど、読書に関する記事の掲載に努める。
③	読書の楽しさを知るきっかけを作りとなるような本や読書を絡めた事業展開を検討する。	ふれあい館職員が学校図書館を視察するなど、研修の機会を設けて、新たな事業展開を検討した。	お話し会などの事業を活用し、読書体験を深めるような機会を積極的に提供する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	児童の健全育成を図るうえで、読書が担う役割は重要であり、今後さらに子どもたちが本に親しむ環境の整備を進める。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
工事請負費	AED収納ボックス設置	1,378				報償費	検討委員会謝礼等	181
						旅費	検討委員会旅費等	2
						需用費	検討委員会賄い等	5
						使用料等	検討委員会会場使用料等	23
						工事請負費	用地整備費	5,378
						財産購入費	用地取得費	296,628

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 施設の稼働率（%）	66.0	66.6	67.5	68.0	69.0	貸室も含めた部屋の稼働率（全館平均）
	② 1㎡あたりの修繕費（円）	449	637	545	544	544	営繕費（指定管理料含む）/延床面積
	③						

（問題点・課題 指標分析）	平成13年度竣工の汐入ふれあい館など、築10年を経過するふれあい館が増えてきており、施設の適切な維持管理を図るため、計画的な修繕を計画する必要がある。 整備の目途がたないふれあい館について、取り得る整備手法を検討して今後の進め方を再考する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区においても、施設の維持に必要な修繕経費として計上している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設の維持管理を適正に行い、区民サービスの向上を図っていく。	利用者の安全安心確保と要望に沿った利用ができるよう適切な設備の維持管理を行った。	営繕経費の縮減に努めながらも、住民サービスを低下させないよう施設を適正に維持管理する。
②	ふれあい館整備ニュープランの改訂も視野に入れ、地域特性を踏まえた利用状況の分析を進め、整備方針を検討する。	ふれあい館用地の確保に向けて、町会等を通じて用地情報等の提供を依頼した。	ふれあい館整備ニュープランに基づき、整備用地の確保に向けて引き続き努力する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	重点的に推進	新たなふれあい館の整備に向けて、積極的に用地取得等を行っていく。地域コミュニティ活動の拠点施設として必要な修繕を実施する。

況議 （要 旨） 問 状	19年一定 ふれあい館建設計画の遅延 26年度11月会議 ふれあい館20館整備の進捗、日暮里・東尾久地域のふれあい館整備等 26年度2月会議 今後の公共施設整備のあり方について 27年度決特 (仮称)東尾久三丁目ひろば館整備の進捗状況について ふれあい館音楽室の防音設備の状況について
--------------------------	--